

その他関連資料

平成21年度に実施された研究等について（日本子ども家庭総合研究所）

研究名	平成21年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究 「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」
主任研究者名	高橋重宏（子ども家庭福祉研究部部長・日本社会事業大学学長）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 （報告書として送付予定）
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	国立保健医療科学院HP内厚生労働科学研究成果データベースにて掲載予定 http://mhlw-grants.niph.go.jp/
<p><研究概要> 本研究班では、従来の児童相談所のみ主導で行ってきた家族への援助の枠組みを、親、子ども、地域コミュニティ、親族等が援助計画作成とその後の援助を行う枠組みへ有機的に参画する体系や構築を目指す。（1）日本での児童相談所、区市町村、養護施設といった援助を行う機関における家族参画型の実践モデルの開発を行う。（2）児童相談所等における精神科クリニックの役割と有効性について検証を進める。（3）精神保健ニーズを持った子どもと環境についてのアセスメント尺度の日本語版作成に向けて有識者等の意見を求め有効性を高める。（4）性的虐待に対して事例の実態を分析することに加え、実践事例への具体的な支援を通してその有効性を検証する。これらを通じて援助モデルプロトタイプを作成する。</p>	

研究名	平成21年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究 「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究（2）」
主任研究者名	山本恒雄（日本子ども家庭総合研究所）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 （日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定）
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所HPにて掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p><研究概要> この研究は児童相談所が子ども虐待相談に対応するための課題において、平成19年度の法改正による児童相談所等が実施する保護者への援助の強化と、それに関する厚生労働省の通知（「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」2008）を踏まえ、様々な保護者援助の手法について、その効果、妥当性、評価や適応する保護者の見極めについて検討を加えることを目指して計画された。平成21年度は保護者支援の基礎的な枠組み、特に親子分離による保護者指導、親子関係の修復援助におけるハードルとなっている保護者の不適切養育の自覚や援助に対する協力姿勢・態度に対する児童相談所の親子関係調整のための指導・援助の枠組みを把握することを目的とした調査を行っている。</p>	

研究名	平成21年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究 「児童福祉法第28条適用の現状と課題についての研究」
主任研究者名	高橋重宏（子ども家庭福祉研究部部長・日本社会事業大学学長）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 （日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定）
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所HPにて掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p><研究概要> 本研究では、児童相談所の実践現場における意見を集約・把握し、今後の検討課題を抽出することを目的とし、①先行研究の検討、②児童福祉法第28条に関連した適用状況の確認、③児童福祉法第28条に関連した将来的な課題の抽出を行うこととした。これまで児童福祉法第28条に関しては検討が行われてきた経緯があるが、これらの先行研究においては改正後の新部分が扱われていないので、改めて現段階での実施状況に伴う課題の抽出と円滑な運用のあり方等が議論される必要があるため改めて課題の抽出を行う。抽出された課題について全国の児童相談所に対して実施状況、及び実践上の問題点等についてアンケート調査を実施する。加えて具体的な事例について個人情報が出ない形で、対応策や問題点に絞った調査を行い、具体的課題を抽出する。</p>	

研究名	平成21年度日本子ども家庭総合研究所個別研究 「児童相談所と司法機関との連携に関する課題に関する研究 DV問題に関連する児童虐待相談およびその通告に関する調査研究」
主任研究者名	山本恒雄（日本子ども家庭総合研究所）
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 （日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定）
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所HPにて掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p><研究概要> 平成19年の法改正により児童相談所の権限の強化、特に子どもの安全確保に関する強制的な介入を含む法的対応力の強化が進んでおり、様々な局面において警察との連携が欠かせない状況にある。家庭裁判所は児童福祉法第28条1項、2項の申立て審判において、子ども虐待相談事案に関する児童相談所の子どもの分離介入を伴う保護者指導や家族再統合課題に深くかかわり合いを持っているが、申立てにおける様々な証拠提出や承認までの審判過程における課題の情報整理と教諭化は常時課題となっている。また審判における家庭裁判所から児童相談所への指導勧告による児童相談所の保護者への指導・援助対応の強化が規定されているため、その効果や知事の勧告の実施状況等を調査し現状把握を行い、より効率的な運用のための課題と方策を整理する。</p>	

平成21年度に実施された研究等について（こども未来財団）

研究名	平成21年度こども未来財団・児童関連サービス調査研究事業 「児童虐待事例で対峙する保護者への対応に関する研究」
主任研究者名	野村武司（獨協大学法科大学院教授）
報告書配布先	全国の児童相談所
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に（評価委員会における評価決定後に）こども未来財団HPにて掲載予定 http://www.kodomomiraizaidan.or.jp
<p><研究概要> 保護者は子どもの福祉を第一に現に養育を行っており、その第一義的な責任を負うものであるが、しばしば子どもの福祉に反する行為や養育がこうした保護者によって行われることがある。こうした場合に児童相談所は相談や支援の他、ときに介入的にこうした家族にかかわり、子どもの福祉を回復あるいは図ろうとする。その意味では、児童相談所と保護者は対峙している場合であっても、子どもの福祉という点で対立すべきものではない。児童虐待対応件数が毎年増加していく中で、児童相談所の支援・措置のプロセスの中で保護者と対峙し紛争に至る事例も増加していると考えられる。このような事態に関し、その実情と要因を考察するための事例を収集し、紛争事例の対応方法・予防に関する今後の議論の基礎データとすることを目的とした。</p>	

研究名	平成21年度こども未来財団・児童関連サービス調査研究事業 「要保護児童対策地域協議会の機能強化のための研修プログラム作成に関する研究」
主任研究者名	加藤曜子（流通科学大学教授）
報告書配布先	調査協力市区町村・都道府県450か所、全国野児児童相談所、子どもの虹情報研修センターほか
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に（評価委員会における評価決定後に）こども未来財団HPにて掲載予定 http://www.kodomomiraizaidan.or.jp
<p><研究概要> 2005年から市町村が第一義的な相談をし、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担うなど、その機能充実が虐待予防につながるのだと理解され始めると、都道府県で市町村においても児童福祉司を養成する必要があることが強調されるようになり法律で整備されることとなった。市町村においては児童虐待問題への取組みとして虐待防止ネットワークや児童虐待の基礎知識としての研修について個別に実施していた。本調査の目的は、①自治体における児童相談および要保護児童対策地域協議会のための研修実態の調査分析をする、②分析結果から導き出された課題を提示する、③研修プログラムモデルを提案する、④調査から導き出された課題となった項目に関するDVDを作成する、の4点である。</p>	

研究名	平成21年度こども未来財団・児童関連サービス調査研究事業 「要保護児童対策地域協議会を活用した在宅支援の充実に関する調査研究」
主任研究者名	安部計彦（西南学院大学）
報告書配布先	全国の児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課、 日本子どもの虐待防止学会理事ほか
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に（評価委員会における評価決定後に）こども未来財団HPにて掲載予定 http://www.kodomomiraizaidan.or.jp
<p><研究概要> 要保護児童対策地域協議会の設置率は約95%となったが、個別ケースへの対応や議会運営に関しては依然として混乱がみられ、児童相談所と市町村の協働についても、さまざまな課題があることが先行研究等から明らかになっている。こうしたことから、要保護児童対策地域協議会の活性化をはかり、在宅支援ケース対応における専門性の向上が喫緊の課題である。そこで、要保護児童対策地域協議会における児童相談所と市町村との連携に関する実態把握と課題の分析を通じ、要保護児童対策地域協議会の活用のあり方と市町村と児童相談所との役割分担のあり方及び調整機関や関係機関が活用可能な在宅支援の連携モデルを提示することを目的とする。</p>	

研究名	平成21年度こども未来財団・児童関連サービス調査研究事業 「里親のコンピテンス形成と評価に関する調査研究報告書」
研究者名	庄司順一（日本子ども家庭総合研究所）
報告書配布先	都道府県・政令指定都市の里親会、都道府県の児童福祉主管課、 全国の児童相談所、里親支援機関ほか
インターネット閲覧の可否及び閲覧アドレス	紀要発送後に（評価委員会における評価決定後に）こども未来財団HPにて掲載予定 http://www.kodomomiraizaidan.or.jp
<p><研究概要> 社会的養護における家庭的養護、とくにその中心をなす里親制度の推進が図られているなかで、里親受託児童のかかえる問題の複雑さ、深刻さは増しており、里親による養育の知識・技術の一層の向上が求められている。本研究では、里親として求められるコンピテンス（力量）を明確にするとともに、評価方法（調査票案）を開発した。</p>	

平成21年度に実施された研究等について（子どもの虹情報研修センター）

子どもの虹情報研修センターでは、センターが実施する研修で得られた情報の分析や児童福祉の現場における臨床研究をはじめとして、今日的に重要と思われる課題についての研究を行っています。その成果を、センター研修に生かすとともに、現場で役立てていただくことを目指しています。

以下に、平成21年度に発行した（主に平成20年度実施の）研究報告書等の中から、児童相談所において参考になるとと思われるものをいくつか紹介いたします。

I. センターで企画・実施した研究及び研究者に委嘱して行った研究

①	研究名	児童虐待の援助法に関する文献研究（第5報）
	研究代表者	保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）
	研究概要など	第4報までで、戦後から2007年までの文献調査を終えたことを踏まえ、以後は年度毎にテーマを設定し、分析することとした。第5報においては、性的虐待に関する文献のレビューを行うとともに、児童虐待について記述のある教育心理学のテキストについての分析を行っている。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

②	研究名	児童相談所におけるスーパーバイズのあり方に関する研究
	研究代表者	川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）
	研究概要など	児童相談所において、スーパーバイザーの果たす役割はきわめて重要である。今後の児童虐待対応など児童相談所の専門性を高めるために、スーパーバイザーの役割をはじめとして、児童相談所におけるスーパーバイズのあり方について、実際のスーパーバイザー経験者がまとめ、ともに検討している。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

③	研究名	児童虐待における家族支援に関する研究 第2報 —児童福祉施設と児童相談所の連携をめぐって—
	研究代表者	川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)
	研究概要など	児童虐待における家族支援について、第1報に続き児童養護施設での家族支援をテーマに、第2報では施設と児童相談所の連携・協力を中心にとりまとめ、現在の課題と今後のあり方を検討している。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

④	研究名	被虐待児の学校場面における支援に関する調査研究
	研究代表者	生島 博之 (愛知教育大学教育実践総合センター)
	研究概要など	被虐待児の学校場面における指導の困難さについては従来より指摘されてきたが、今後の学級場面における支援の向上に役立てるため、情緒障害児短期治療施設の児童が通っている学級における指導の実際と抱えている課題を、フィールドワークの手法により調査研究している。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

⑥	研究名	被虐待児への学習援助に関する研究 —被虐待児の認知に関する研究—
	研究代表者	宮尾 益知 (国立生育医療センター)
	研究概要など	被虐待児の認知傾向、学習場面の態度・注意集中などの問題を中心に検討している。
	報告書配布先	児童相談所、児童福祉施設等。

II. 研究紀要

		子どもの虹情報研修センター紀要 No.7 (2009)
	内容	当センターでは、平成15年に紀要 No.1 (2003) を発行して以来、毎年1冊ずつ紀要を発行している。平成21年度には、論文「児童虐待ケースにおける面会交流」をはじめ、公開講座の記録「子どもの心にとどく子守唄」や、センター研修講義の記録など多彩な内容で No.7 を発行した。
	報告書配布先 (ネット閲覧)	児童相談所、児童福祉施設、その他の関係機関等。 紀要は、No.1 から今号まですべてセンターホームページ「研究活動・紀要」の頁で閲覧できる。